

宮崎県災害・感染症支援ナースの派遣に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、災害・感染症支援ナース（以下「支援ナース」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護支援活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、宮崎県災害・感染症支援ナース派遣要綱（以下「派遣要綱」という。）等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する支援ナースは、県内において看護支援活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護支援活動を行うことができる。

（支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する支援ナースが行う業務は、派遣要綱第7条に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した都道府県の支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護支援活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した支援ナースが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した支援ナースが、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した支援ナースの看護支援活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第13条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第15条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114

号) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

(協議等)

第 16 条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行に関し必要な事項は、派遣要綱及び宮崎県災害・感染症支援ナース派遣実施要領の定めるところによるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

乙 (所在地) ○○○
(医療機関等名) ○○
(代表者 職名 氏名) 管理者 ○○ ○○

